

宮古公共職業安定所発表
令和6年9月3日(火)

担 当	宮古公共職業安定所
	所 長 嶺井 仁
	統括職業指導官 長崎 啓子
電 話	0980-72-3329

宮古島商工会議所に障害者の雇用促進を要請

～ 宮古島市及び宮古公共職業安定所が要請 ～

令和5年6月1日現在の宮古地区の障害者の雇用状況については、実雇用率が3.64%と県全体の3.24%を上回り、また、法定雇用率を達成している企業の割合については、65.2%と県全体の64.8%を上回る状況となっており、いずれも県内において高い水準となっています。一方、法定雇用率に達していない企業は8社で、雇用義務のある企業の34.8%を占めています。

令和6年度以降、法定雇用率が段階的に引き上げられており、令和6年4月からは法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数43.5人以上から40.0人以上となりました。また、令和8年7月からは法定雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数40.0人以上から37.5人以上となり、今後これまで以上に雇用の場を確保することは、地域の重要な課題となっております。

宮古島市及び宮古公共職業安定所においては、各関係機関と連携し、障害者の雇用促進に取り組んでいるところですが、それを推し進めるためには、事業主の皆様のご理解と、より一層の取組が重要となっております。

そのため、下記のとおり、宮古島市及び宮古公共職業安定所が、宮古島商工会議所に対して障害者の雇用促進を要請しました。

記

- 1 日 時 令和6年9月3日(火) 10時30分～11時00分
- 2 場 所 宮古島商工会議所(宮古島市平良字西里240-2 琉銀ビル3F)
- 3 被要請者 宮古島商工会議所会頭
- 4 要 請 者 宮古島市長及び宮古公共職業安定所長

宮古島市及び宮古公共職業安定所から、宮古島商工会議所に対して 障害者の雇用促進を要請

日 時：令和6年9月3日（火） 10時30分～11時00分
場 所：宮古島商工会議所

座喜味宮古島市長(写真右から1人目)と嶺井宮古公共職業安定所長(写真右から2人目)から、根路銘宮古島商工会議所会頭(写真左から1人目)へ要請



(写真左から) 新城宮古島商工会議所専務、座喜味宮古島市長、
根路銘宮古島商工会議所会頭、嶺井宮古公共職業安定所長、守武宮古島市福祉部長



要 請 書

宮古島商工会議所
会頭 根路銘 康文 殿

障害者の雇用促進について

障害者の雇用の促進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

令和5年6月1日現在の宮古地区の障害者の雇用状況については、実雇用率が3.64%と県全体の3.24%を上回り、また、法定雇用率を達成している企業の割合については、65.2%と県全体の64.8%を上回る状況となっており、いずれも県内において高い水準となっています。一方、法定雇用率に達していない企業は8社で、雇用義務のある企業の34.8%を占めています。

令和6年度以降、法定雇用率が段階的に引き上げられており、令和6年4月からは法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数43.5人以上から40.0人以上となりました。また、令和8年7月からは法定雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員数40.0人以上から37.5人以上となることから、今後これまで以上に雇用の場を確保することは、地域の重要な課題となっております。

宮古島市及び宮古公共職業安定所においては、各関係機関と連携し、障害者の雇用促進に取り組んでいるところですが、それを推し進めるためには、事業主の皆様のご理解と、より一層の取組が重要となっております。

つきましては、貴会議所におかれましても、傘下事業主に対して、障害のある方の雇用維持はもとより、雇用機会の拡大に向けた一層の働きかけについて、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月3日

宮古島市長 座喜味 一 幸



宮古公共職業安定所長 嶺 井 仁

